

資料 8

24川麻地保第627号
平成24年 6月29日

麻生区区民会議
委員長 菅原 敬子 様

麻 生 区 長

あさお福祉計画推進会議 委員の推薦について (依頼)

日頃より、麻生区の保健福祉の推進に多大な御支援と御協力を賜り、深く感謝いたします。

さて、麻生区では、社会福祉法に定められた地域福祉計画として「あさお福祉計画」を策定し、あさお福祉計画推進会議において協議、検討をしながら区民と行政が協働して推進しているところです。

つきましては、貴団体における現委員の交代に伴う次期委員の選任に当たり、1名の御推薦をいただきたくお願い申し上げます。

(任期) 平成24年7月1日より平成25年3月31日まで

麻生区役所保健福祉センター
地域保健福祉課地域保健福祉係
電話 044 (965) 5156
松澤、西中

あさお福祉計画推進会議設置要綱

(設置)

第1条 あさお福祉計画（以下「福祉計画」という。）を推進するため、あさお福祉計画推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進会議は、福祉計画に関する事項について協議し、その結果を区長に報告する。

(組織)

第3条 推進会議は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健、医療及び福祉関係団体の代表
- (3) 市民団体の代表
- (4) ボランティア組織及び社会奉仕団体の代表
- (5) 社会福祉当事者組織及び団体の代表
- (6) 市民公募委員
- (7) 関係行政機関職員
- (8) その他区長が特に認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 推進会議に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は推進会議を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進会議は、委員長が召集し、その議長となる。

2 推進会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 必要な資料の収集、調査、その他各種の研究を行うため、推進会議に部会を置くことができる。

2 部会は概ね10人以内の委員で組織する。

3 委員は、次の各号に掲げる委員のうちから委員長が任命する。

- (1) 推進会議が選任した者
- (2) 関係行政機関職員
- (3) 社会福祉協議会職員
- (4) 外部有識者

(5) その他委員長が特に認めた者

4 部会に部会長及び副部会長各1人を置く。

(2) 部会長及び副部会長は委員の互選によるものとする。

(3) 部会長は部会の事務を掌理し、部会の審議経過及び結果を推進会議に報告するものとする。

(4) 部会の会議については、前条の規定を準用する。

(庶務)

第8条 推進会議及び部会の庶務は、麻生区役所保健福祉センター地域保健福祉課において処理する。

(会議の公開)

第9条 推進会議の会議公開については、川崎市審議会等の会議の公開に関する条例（平成11年3月条例第2号）によるものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるものの他、推進会議の運営に関し必要な事項は、委員長が推進会議に諮って決める。

附 則

この要綱は、平成17年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

第4期あさお福祉計画推進会議委員

任期 平成23年4月1日から平成25年3月31日まで

(順不同)

	区 分	団体名など	氏 名	備考
1	学 識	田園調布学園大学	村井 祐一	
2	区 民	公募区民	原 邦昭	
3	〃	公募区民	松下 元子	
4	〃	公募区民	生沼 成子	
5	団体推薦	麻生区町会連合会	高橋 慶子	
6	〃	麻生区区民会議		
7	〃	NPO 法人あさお市民活動サポートセンター	岩切 純子	
8	〃	麻生区民生委員児童委員協議会	田中 君恵	
9	〃	麻生区民生委員児童委員協議会	齋藤 京子	
10	団体推薦	川崎市医師会麻生区医師会	吉松 昭彦	
11	団体推薦	子ども関連ネットワーク会議	中田 壽子	
12	〃	麻生区地域ケア連絡会議	山本 久美子	
13	〃	麻生区障害者地域自立支援協議会	江良 泰成	
14	〃	麻生区ウォーキング推進実行委員会	佐藤 昭壽	
15	〃	柿生地区社会福祉協議会	小林 正次	
16	〃	麻生東地区社会福祉協議会	日暮 照雄	
17	関係機関	麻生区社会福祉協議会	山本 良記	
18	行 政	麻生区役所副区長	中山 和子	
19	〃	麻生区役所保健福祉センター所長	浅見 政俊	

事務局

	所 属	氏 名	備 考
1	保健福祉センター副所長	大西 義雄	事務局長
2	企画課長	安生 浩二	
3	地域保健福祉課長	瀧 真由美	
4	地域保健福祉課 地域保健福祉係長	松澤 肖	
5	地域保健福祉課 地域保健福祉係	西中 文子	
6	地域保健福祉課 地域健康支援係長	中根 美保	
7	保健福祉サービス課 保健福祉サービス係長	増田 素子	地域保健福祉課兼務
8	保健福祉サービス課 児童・家庭支援係長	門馬 ひとみ	地域保健福祉課兼務
9	保健福祉サービス課 障害者支援係長	宮川 真理子	地域保健福祉課兼務
10	高齢者支援課 高齢者支援係長	原田 恵美	地域保健福祉課兼務
11	こども支援室 地域こども支援担当係長	池田 奈津恵	地域保健福祉課兼務

あさお福祉計画

第3期麻生区地域福祉計画

心が響きあう福祉のまち麻生

平成 23 年度～平成 25 年度

不登校の
子ども

子育てに
悩んでいる
母親

災害時に不安を
感じている人

市民の願い

住み慣れた地域で、
誰もが安心して
健康で暮らしたい

ひとり暮らしで
不安を感じている
高齢者

引っ越してきた
ばかりの家族

地域で
生活したい
高齢者や障害者



だから今、地域福祉なのです

市民みんなが地域で安心して暮らせるように、地域内の住民、団体・組織、企業、行政等が連携した地域づくりや支え合い活動への取組が求められています。

地域福祉計画で
地域作りや支え合い活動を実践するための
「仕組み」を作しましょう

隣同士の付き合いや近隣同士の助け合いの場面が少なくなり、地域社会の『まとまり』や『つながり』が弱まっています。みんなで知恵を出し合えば…みんなで力を出し合えば…さらに暮らしやすい地域ができるはずです。



基本目標 1

区民が利用しやすい 保健福祉サービスの提供

● 基本方針 ●

- 1 区民が利用しやすい相談支援体制をつくります
- 2 地域のニーズを把握し、課題解決のためのサービスを提供します



基本目標 2

区民が主役の地域活動の推進

● 基本方針 ●

- 1 区民が主役の地域活動を推進します
- 2 地域活動の担い手を育てます



地域福祉を推進するためのネットワークづくりの支援

地域の人と人との結びつきによって地域福祉活動の活性化を進め、誰もが安心して暮らせるまちづくりを推進するとともに、区民及び地域活動団体が地域福祉の担い手になり「自助」「共助」を実践できる基盤を整備します。

- 麻生市民交流館やまゆりの活用促進
- 小地域のつながりネット支援事業
- 民生委員児童委員活動の支援
- 社会福祉協議会との連携



目標2

地域活動の充実

方針 ●

活動を応援します
の育成を推進します

理念

福祉のまち麻生

基本目標3

「ひと・もの・場」を活かした 共助のまちづくり

● 基本方針 ●

- 1 支え合いの仕組みづくりと地域福祉課題への取組を推進します
- 2 地域のネットワークづくりに取り組みます



高齢者・障害者・子ども支援の充実

高齢化率の上昇に伴い、ひとり暮らし等高齢者の増加等が見込まれることから、高齢者を地域で支える仕組みづくりを推進します。

障害者に対しては、地域生活や就労を支援する事業として、第2期計画に引き続き関係機関の連携と障害者に関する事業を推進するため、麻生区障害者地域自立支援協議会の充実を図ります。

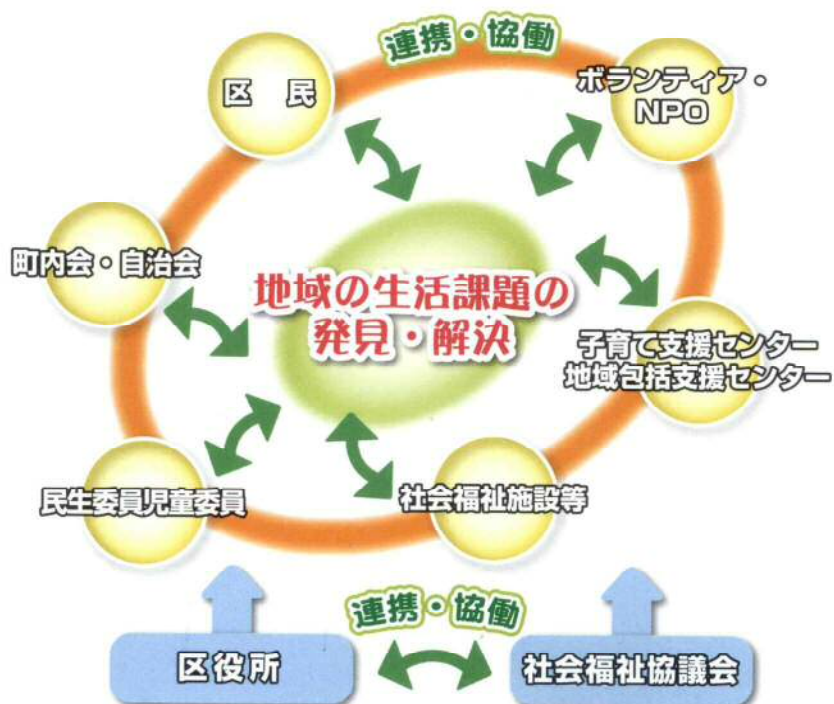
子育て世代は当面の増加が見込まれることから、子育てグループや区内の大学等の地域団体と連携した子育て支援を行います。

- ひとり暮らし等高齢者見守り事業
- 子育てグループの支援
- 麻生区障害者地域自立支援協議会の充実
- こども関連大学連携事業
- 子ども関連ネットワーク会議による連携



計画の推進体制

区民一人ひとりをはじめ、地域福祉に関わる団体、区、社会福祉協議会がそれぞれの役割を果たしながら一体となって、総合的・長期的な視点に立った計画の具体化を推進します。



一人ひとりが、どのような生活課題を抱えていてもそれぞれに自分らしい自立した生活や社会参加を実現することが、地域福祉の大きな目的です。

地域福祉の一層の充実のためには、誰もが自らできることを見つけ、自立した生活や社会参加の実現を促す役割を担うことが求められます。

地域福祉の推進のために



他人への関心や思いやりを持ち、お互いに支え合い助け合うことは、福祉サービスの担い手として「誰かのために役に立っている」という生きがいや励みとともに、自分の能力や可能性を発揮できる自己実現につながります。

行政や福祉活動団体、地域福祉にかかわる人とともに、区民の皆さんの力をこれからの麻生区にふさわしい地域福祉の発展に生かしましょう。

発行／川崎市麻生区役所 保健福祉センター地域保健福祉課

〒215-8570 川崎市麻生区万福寺 1-5-1

TEL 044-965-5156 FAX 044-965-5206

URL <http://www.city.kawasaki.jp/73/73soumu/index.htm>

平成 23 年 3 月発行